

どう変わる？

他人事ではありません
全ての事業者の方に関係があります

消費税

いよいよ来年10月1日から

消費税が変わります

税率が8%→10%

年の途中で税率が変更されると申告が大変そう！

今のレジスターで大丈夫？

飲食料品及び新聞の税率が軽減（8%）されるんだって！

軽減税率制度が導入

でも、外食や酒類は10%なんだよね！

請求書や帳簿の記載はどうなるの？

区分記載請求書・区分経理

4年後にはインボイス制度??

無料

説明会開催

詳しくは裏面をご覧ください。

平成31年（2019年）10月の消費税率の引上げと同時に、軽減税率制度が導入されます。

- どのようなものが軽減税率の対象になるの？
- 請求書や帳簿の記載方法はどうか変わるの？
- 税額はどうやって計算するの？
- レジスターを入れ替えたいけど補助金ってあるの？
- 免税事業者や消費者にも関係あるの？

様々な疑問や不安を少しでも解消していただくため、下表のとおり説明会を開催します。

会場	開催日時	備考
【長与南交流センター】 長与町吉無田郷 1163-193	11月26日（月） 10時00分～12時00分	定員：100名 駐車場には限りがあります
【時津町役場第二庁舎4階大会議室】 時津町浦郷 274-1	11月26日（月） 13時30分～15時30分	定員：100名 駐車場には限りがあります
【西海市大島文化ホール】 西海市大島町 1922-2	11月28日（水） 13時30分～15時30分	定員：200名 駐車場には限りがあります
【長崎商工会館2階ホール】 長崎市桜町4-1	12月5日（水） 10時00分～12時00分	定員：100名 駐車場はありません
	12月6日（木） 13時30分～15時45分	定員：100名 駐車場はありません

共催：長崎商工会議所・西海市商工会・西そのぎ商工会・長崎青色申告会・長崎法人会
長崎間税会・長崎市・西海市・時津町・長与町・長崎税務署

法人、個人事業者、一般消費者を問いませんので都合の良い会場、日時にご参加ください。

※ご不明な点や参加を希望される場合は下記担当者までお問い合わせください。

問合せ先	長崎税務署 個人課税第一部門 電話(095)822-4231 内線4713 〔自動音声に従って「2」を選択後、 担当までお問い合わせください。〕	担当	さわだ 沢田
------	---	----	-----------